様式第15（第11条関係）

特　許 印　紙

手　数　料　補　正　書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁審判長　　殿

１　事件の表示

２　補正に係る書類名

３　補正をする者

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

４　代理人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

５　補正命令の日付

〔備考〕

１　この書類にはる特許印紙の額は、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載をする。特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「５　補正命令の日付」欄の次に「６　予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「５　補正命令の日付」欄の次に「６　振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「５　補正命令の日付」の欄の次に「６　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「５　補正命令の日付」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

２　「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」、「訂正請求書」のように書類名を表示する。

３　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び13から16まで並びに様式第５の備考１と同様とする。この場合において、様式第３の備考13中「請求の内容」とあるのは「補正命令の日付」と読み替えるものとする。

様式第22（第14条、第27条の５、第27条の10及び第38条の13の２関係）

【書類名】　物件提出書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

（特許庁審査官　　殿）

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出する物件】

【発送番号】

【返還の申出】

〔備考〕

１　「【提出者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

２　「【発送番号】」の欄には、提出命令に係る書類（通知書）に記載された発送の番号を記載する。

３　第27条の５第９項（実用新案法施行規則第23条第２項において準用する場合を含む。）及び第38条の13の２第１項及び第３項（実用新案法施行規則第23条第４項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ　「【提出する物件】」の欄に次のように記載する。

【提出する物件】１　配列表を記録した磁気ディスク　　１枚

２　陳述書　　１通

ロ　「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第４備考２に従つて記載する。この場合において、「「【」は「「」と、「】」」は「」」と読み替えるものとする。

（文例）

陳述書

特許庁長官　殿

本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

令和　　年　　月　　日

事件の表示

発明の名称

特許出願人・代理人